



持続可能なディーセントワークの創出を成長・開発戦略の中心に

国際通貨基金・世界銀行年次総会（2012年10月12～14日、東京）に向けた
グローバルユニオン声明

はじめに

1. 2010年から危惧されていた景気後退の広がりが2012年に現実になった。一部の国、特に欧州の国々は、2009年の世界的な景気後退からわずか3年で二番底入りした。世界のほとんどすべての地域で成長率が低下している。以前は他の地域で金融危機が続いても影響を受けそうになかった新興市場大国も例外ではない。今回の景気後退は、各国政府が景気回復支援策から緊縮政策へ早々と転換したために需要が世界的に減退し、成長が鈍化したことによる。加えて政府や国際機関は、2008～2009年に世界的危機をもたらした、十分に規制されていない機能不全の金融市場を改革せず、景気回復の足を引っ張っている巨額の債務問題にも取り組んでいない。

2. 国際通貨基金（IMF）は、雇用を破壊し不平等を拡大する緊縮政策や労働市場の規制緩和を推し進めるのではなく、豊かな雇用を生む持続可能な開発・成長政策を支援すべきである。グローバルユニオン¹はIMF・世界銀行の2012年年次総会に向けたこの声明でそうした政策の一端を提起する。また、金融部門に対する規制を強化して、金融部門が実体経済のニーズに対応するという基本的な目的を果たせるよう、IMFと世銀が金融安定理事会（FSB）などの機関とともに促進すべき行動も提起する。

3. 世界銀行は、年次『世界開発報告』（今年のテーマは「雇用」）の発表の機会を利用し、持続可能なディーセントワークの創出を開発戦略の中心に据えるべきである。世銀はIMFや国際労働機関（ILO）、その他の国連機関とともに、社会的保護の床に対するG20の支持を後押しし、2020年までにすべての国に社会的保護の床を構築するという目標を設定すべきである。特に最近の食料価格高騰は、数百万人を再び極度の貧困以下に追いやる恐れがあり、食料高騰の影響を緩和する措置が緊急に必要である。

4. 世界銀行グループは、現在進めている社会・環境セーフガード政策の見直しにおいて、内外からの提言を踏まえ、すべての業務で労働者の基本的権利を尊重するという一貫性のある

¹ グローバルユニオンは国際労働組合総連合（ITUC：153カ国1億7,500万人）、国際産業別労働組合組織（GUFs：BWI、EI、IAEA、IFJ、インダストリアル、ITF、IUF、PSI、UNI）、OECD労働組合諮問委員会（TUAC）で構成。

包括的な慣行を構築すべきである。また IMF と世銀は、ひどく抑圧されたり権利が否定されたりする状況から解放されつつある国（中東・北アフリカ諸国やビルマなど）において、国際的に合意された権利の尊重が IMF・世銀のプログラムによって強化されるよう十分に配慮すべきである。IMF と世銀は、民間投資家に労働者の基本的権利を尊重させ、ディーセントワークを意味ある方法で促進させることに努め、上記の国々に限らず汚職対策の強化にも取り組むべきである。

雇用を開発戦略の中心に

5. 高失業率や不完全雇用の問題は前回の世界的な景気後退、その後の景気回復の鈍化以前から存在するが、G20 や IMF、世銀などが表明しているように、この問題は 2008 年の経済危機以来の優先課題である。しかしながら、状況改善の意向は数々の宣言で示されたものの、世界的な失業問題はほとんど改善されていない。ILO の『世界労働レポート 2012』に見られるとおり、危機以前に比べて 5,000 万人の職が依然不足している。特に若年者が職を奪われ、若年者の失業率は先進国および途上国の 3 分の 2 で 2008 年以降 80% も上昇している。ほとんどの国で貧困率が上昇し、不平等が拡大している。不安定な雇用（不本意なパートタイム職や一時雇用）がほとんどの国で増加したと ILO も認めている。

6. 世銀が『世界開発報告 2013』のテーマを「雇用」と決定したことを歓迎する。世銀はこの報告書の発表の機会を利用し、経済成長を広く行き渡らせようとするならディーセントワークの創出を開発プロセスの中心におかねばならないという理解を促進すべきである。この考え方は 2012 年 6 月に開催された G20 ロスカボス・サミットの首脳宣言で支持された。首脳宣言は「ディーセントワークと質の高い雇用の創出」を支持すると表明しており、ここでいう雇用は、「労働上の権利、社会保障の適用、人間らしい働きがいのある所得を伴う仕事」を意味する。また宣言は、そうした雇用を「マクロ経済政策の核心」に据えると述べている。

7. 世銀はそのすべての開発計画においてディーセントワークの創出を優先課題として促進し、G20 首脳宣言の文言を実行可能な政策アプローチに組み込もうとすべきである。世銀は人々のニーズに応じたモノとサービスの生産を支援し、また各国が金融部門を適切に規制し、金融部門が実体経済と人々のニーズに対応できるよう支援すべきである。金融部門を乱用や不安定の元凶にしてはならない。世銀は雇用に焦点を合わせた『世界開発報告』の発表に際して、各国に対し、適切な労働規制（最低賃金、最長労働時間、不当な解雇に対する保護、労働安全衛生規則など）の整備を促すべきである。そうして、世銀が『*Doing Business*（ビジネス環境の現状）』でかつて要求した逆行的考え方（つまり労働市場の完全な規制緩和）を撤回すべきである。世銀は、「中期的に、気候に配慮した道程に向けて経済を構造的に変革する必要性」や「各国の状況に適した形で包摂的なグリーン成長及び持続可能な開発を促進させる」ことを支持した G20 首脳宣言の実現においても主要な役割を果たせる。

世銀の社会的保護・労働戦略

8. 不平等の拡大も、ほとんどの国に見られる過去 30 年間の経済発展の顕著な特徴である。

雇用の不足と同じく、不平等の問題は近年の経済危機で悪化したが、問題自体は以前からあった。世銀が最近策定した「社会的保護・労働戦略」は不平等の拡大を阻止することに寄与できるが、この分野の新たな取り組みを支援するという約束を履行するには積極的な行動が必要となる。たとえば、年金などの社会的保護プログラムに対する世銀の支援にジェンダーの視点をもっと取り入れることや、弱い立場にある労働者を保護するために失業給付などの措置の拡大を支持することも必要である。

9. 不平等の縮小と貧困削減に向けて、世銀は社会的保護の床（SPF）イニシアチブの実施においてもっと大きな役割が果たせる。世銀の新たな社会的保護・労働戦略には、世銀は SPF の実現に向けて他の機関との「戦略的パートナー」として行動すると明記されている。G20 ロスカボス・サミット首脳宣言は、「各国において決定された社会的保護の床を確立することの重要性」を認識するとあらためて表明し、低所得国における SPF 構築を支援する機関間の取り組みを支持している。世銀と IMF は社会的保護の床の速やかな構築を推進するために ILO など国連機関との共同作業に寄与すべきである。グローバルユニオンは IMF と世銀、国連に対し、社会的保護の床をすべての国に構築する目標年を 2020 年とするよう提言する。

IMF・世銀は食料価格高騰の影響を緩和する措置が必要

10. 世銀と国連も認めたように食料価格が 2012 年半ばにまたも高騰したため、SPF 構築を推進することが緊急に必要とされている。基本的な食料品の価格から算定される世銀の世界食料価格指数は 2012 年 7 月に過去最高を記録した。IMF と世銀は、低所得者が十分な栄養をとれるようにすることに重点をおき、食料安全保障が高まるよう各国を支援するプログラムを直ちに拡大すべきである。また IMF と世銀は、食料価格を変動させた、金融商品市場への不正投資を抑制する取り組みを強化すべきである。

11. 多くの場合、人々が十分な栄養をとれるようにするには、基礎的食料品が市場価格より安く手に入る状況を拡大する必要がある。IMF と世銀は援助を特定の世帯に限定しようとするので、さまざまな問題が生じている。社会的保護プログラムが適切に提供されていない低所得国では特にそうである。そして、最も脆弱な人々の多くは援助を全く受けられなくなる可能性がある。

12. 食料価格の変動は燃料価格の高騰と密接に関係することが多い。IMF と世銀は現在、一部の国の政府に対し、G20 が提言したように燃料補助金の撤廃を促している。燃料補助金の撤廃あるいは削減は保健、環境などを考えると望ましいかもしれないが、弱い立場にある人々にとって打撃となる価格高騰を招かないうちに適切かつ効果的な緩和戦略を講じない限り、低中所得者は悪影響を直接受けかねない。新たな援助プログラムの策定や現行プログラムの変更（補助金付き食料・燃料プログラムの変更や優先順位付けを含む）について、労働組合や他の市民社会組織と協議すべきである。

世銀のすべての業務において労働者の基本的権利を保護

13. 世銀の新たな「社会的保護・労働戦略」では、中核的労働基準（CLS）²の重要性が認識されている。中核的労働基準が遵守されてこそ、労働市場が十分に機能し、生産的な仕事と公正な賃金を促進する効果的な労使関係制度が構築される。中核的労働基準は所得の平等な分配と世銀が使命とする貧困削減に不可欠である。世銀は中核的労働基準の遵守促進に重要な役割を果たせるだけでなく、最も効果のある貢献は世銀の業務において中核的労働基準の遵守を確保することである。

14. 世銀グループの一機関で民間部門を支援する国際金融公社（IFC）は、社会・環境パフォーマンス基準の1つとして2006年から顧客企業に中核的労働基準の遵守を義務づけている。世銀の多数国間投資保証機関（MIGA）も中核的労働基準を適用している。2012年1月に施行されたIFC改訂パフォーマンス基準は、借入企業にとって中核的労働基準の尊重が重要であることを再確認し、労働安全衛生や労働者の知る権利など、その他の基本的な労働条件についても規定している。開発プロジェクト融資を手掛けている大手民間銀行の大多数も同じ基準を採用している。

15. さらに世銀と地域開発銀行は2010年に中核的労働基準条項を工事調達統一文書に盛り込んだ。これは大規模建設プロジェクトへの融資に適用される。とはいえ、世銀はこの条項の実施を確保する措置を講じていないし、中核的労働基準条項は小規模建設工事や、世銀グループ内の国際復興開発銀行（IBRD）や国際開発協会（IDA）が融資する建設以外のプロジェクトには適用されない。

16. 世銀の独立評価グループ（IEG）は2010年の報告書で、労働基準に対する世銀グループの対応には一貫性がないと指摘し、次のように述べている。「世銀グループの投資プロジェクト全般について、現行のセーフガード政策より、IFCのパフォーマンス基準をテーマごとに適用するほうが望ましい。後者は労働への影響、地域社会への影響、汚染の防止と低減に関して明確な規定を設けているからだ。（中略）地域社会や労働への影響は世銀のプロジェクトと関係がないと考える理由など全くない」。中核的労働基準とその適用に関する要件が曖昧で一貫性がないことはIEGが指摘しており、それを解決するには、国際的に合意された労働者の基本的権利が世銀のすべての部門で尊重されるよう、世銀は社会・環境セーフガード政策を改めなければならない。

17. 世銀のセーフガード政策の改訂は2014年に完了することになっているが、労働基準に関するセーフガードを盛り込むべきである。セーフガード政策は4つの中核的労働基準の遵守を義務づけ、さらに他の基本的な労働条件についてはIFCパフォーマンス基準の規定など適切な要件、つまり、雇用条件に関する情報の労働者への提供、人員削減手続き、苦情申し

² 中核的労働基準は、国の発展段階にかかわらずすべての労働者を対象とする、国際的に合意された基本的人権であり、ILO条約で規定されている。結社の自由と団体交渉権（第87号・第98号条約）、雇用と職業に関する差別の撤廃（第100号・第111号条約）、あらゆる形態の強制労働の廃止（第29号・第105号条約）、最悪の形態を含む児童労働の実効的廃止（第138号・第182号条約）。

立て制度、労働安全衛生基準、サプライチェーン基準の適用を義務づけるべきである³。

移行国における国際金融機関（IFIs）の新プログラム

18. IMF と世銀は、労働者の権利が著しく侵害されてきた国において、政府が中核的労働基準に示された労働者の基本的権利を尊重しているか監視を怠ってはならない。中東と北アフリカ（MENA）では、結社の自由と団体交渉権が広範囲にわたって否定され、しかも差別的慣行が横行し、雇用創出への配慮が欠如していたために不平等が拡大し、多くの人々が排除されていると感じるようになった。その結果、いわゆる「アラブの春」が生まれた。ILO の統計によれば、MENA 地域の若年失業率は現在、他の開発途上国よりはるかに高く、世界平均の2倍になっている。

19. MENA 地域の状況からして、持続可能な開発を実現しようとするなら権利を尊重し、雇用と包摂的成長を重視した政策を適用することが重要である。IMF は先ごろ、MENA 地域の一部の国と新たに融資契約を結んだほか、交渉中の国もある。特にエジプトは IMF に多額の資金援助を要請している。世銀も MENA 地域の数カ国向け融資を増やしている。IMF と世銀は MENA 地域における新規融資契約の締結に際して、結社の自由など労働者の基本的権利の尊重を条件とすべきである。

20. IMF と世銀は民主化と権利の尊重に向けたビルマの動きにも寄与すべきである。ビルマは 1980 年代以降最近まで IMF や世銀から資金援助を受けてこなかった。拘束されている政治犯や労働組合活動家の釈放、労働組合設立の合法化、亡命中の労働組合活動家や人権活動家のブラックリストからの削除など、ビルマ当局によるいくつかの措置や宣言も前向きな動きである。とはいえ、深刻な問題はまだまだあり、権利の侵害も依然として憂慮すべき状況にある。IMF と世銀はビルマへのさらなる関与や資金援助を約束する前に特定の分野における具体的な進展を要求し、権利の尊重が進むようさらなる措置を促すべきである。労働関連分野では、強制労働と児童労働の廃止、結社の自由の全面的な尊重も IMF と世銀が要求すべき措置である。

IMF は緊縮政策ではなく、豊かな雇用を生む成長を支援すべき

21. 2012 年 7 月、IMF は世界の経済成長率見通しを再度下方修正した。IMF の最新の『世界経済見通し』によれば、欧州の 2012 年の成長率はマイナスとなり、高成長を続けている新興市場国を含め、他のほとんどの地域でも成長率が実質的に低下する。今回の成長率の低下（特に欧州）は、欧州中央銀行（ECB）や欧州委員会（EC）、IMF が支持した厳しい緊縮政策は失敗に終わることをはっきり示している。

22. IMF 自身の経済調査は、すでに景気が後退している国で「前倒しの」財政再建プログラムを強引に実施すると、経済成長が大幅に低下する可能性がある」と警告していた。しかし、

³ 詳しくは、ITUC, *Labour Standards in World Bank Group Lending: Lessons Learned and Next Steps*, November 2011 を参照。

IMF や欧州の諸機関はこの警告に耳を貸すどころか、ラトビアの強引な緊縮政策を称賛し、成功事例に挙げた。だが実際には、ラトビアは 2008～2009 年の経済危機の折に世界で最も急激に景気が後退し、2009 年の国内総生産（GDP）は 18%も減少していた。ラトビア経済の収縮が止まったのは、政府が緊縮政策の緩和に乗り出してからであった。

23. 他の欧州諸国でも、欧州中央銀行、欧州委員会、そして大抵は IMF（この三者で「トロイカ」という）による資金援助の条件として大規模な緊縮プログラムを採用した結果、景気がかなり後退している。金融市場を鎮静化させて、民間金融機関が要求する金利引き下げを可能とするには抜本的な緊縮政策が必要であり、緊縮政策をとれば「競争力」が高まり、成長率が伸びるとトロイカは主張してきた。

24. 現実には、トロイカの緊縮計画を採用した国では借り入れコストがいつそう増大した。賃金と年金を引き下げ、政府支出を削減すれば「緊縮による成長」が生まれるという考え方も幻想であることがわかった。ユーロ圏の 8 カ国で 2012 年の GDP は減少する見込みである。ギリシャとスペインの失業率はすでに不況時の水準にあり、公式統計によれば、労働者の 4 人に 1 人は職がない。若者は半数以上が失業している。大規模な緊縮プログラムは、それを採用した国の経済の悪循環を強めたにすぎないのは明白である。

労働市場の規制緩和は景気後退を長引かせる

25. 経済的困難を抱えているユーロ圏諸国に対するトロイカのプログラムには政策助言や融資条件が盛り込まれているが、その主な特徴は、労働市場制度や社会的保護制度の大幅な規制緩和にある。この規制緩和改革には年金の引き下げと退職年齢の引き上げ、賃金の物価スライド制の廃止と最低賃金の引き下げ、失業給付や退職金の引き下げ（同時に解雇手続きを緩和）、さらには産業別団体交渉の弱体化あるいは廃止などが含まれている。

26. 規制緩和改革は成長率を大幅に高めると IMF は何度も明言してきたが、IMF 自身の調査にそのような主張の裏付けはない。それどころか IMF の調査報告書によれば、そうした措置は短期的には社会的コストを増大させるし、長期的にみて成長率を高めると専門家の見方が一致しているわけでもない。また、プラスの影響があるとしても、それは、ユーロ圏の低成長国のインフラ、教育・訓練、資金調達などに課されている大きな制約を打破することによって得られる効果に比べれば小さいという。

27. さらに、労働市場の改革が適度の経済効果をもたらす可能性を示した IMF の調査ですら、そうした経済効果が生じるのは総需要が増えた場合に限ると述べている。しかしトロイカにはそのつもりは全くなく、むしろ各国に賃金や年金の引き下げ、政府支出の削減を強いて、総需要を減らすことを奨励している。他の国際機関による調査も、労働市場の規制緩和が雇用にプラス効果をもたらすというトロイカの主張に疑問を投げかけている。経済協力開発機構（OECD）が 2011 年末に発表した、不平等の拡大に関する報告書によれば、労働市場の規制緩和で国内の就業率が上昇したという事例はなく、むしろ賃金の不平等が拡大している。

28. IMF は欧州中央銀行や欧州委員会とともに推進している雇用破壊策を撤回し、2010年9月にオスロでILO と共催した会議での約束を履行すべきである。IMF はその会議で、世界的な経済危機に対応して、雇用を創出する成長を促進する政策を重視していくことに同意した。

29. ILO と IMF の共同アプローチは回復戦略において雇用と社会的保護の整備をもっと重視しようとするもので、3カ国で取り入れられた。これらの国では豊かな雇用を生む成長戦略の策定にあたって、労働組合、使用者、政府の対話も行われている。ILO と IMF のこうした取り組みを成功させ、他の国にも広げるべきである。各国の社会的保護の床構築に向けた資金調達の仕組みづくりについても、ILO と IMF の共同作業を強化すべきである。これは、社会的保護の床に関する機関間協力の強化を支持した G20 ロスカボス・サミット首脳宣言で言及されたことでもある。

30. また IMF は、今年の G20 首脳会合で新設された「ロスカボス説明責任評価枠組み」においてディーセントワークの創出が最優先事項となるようにすべきである。この枠組みは、「強固で持続可能かつ均衡ある成長のための G20 相互評価プロセス」にとって代わるものとなるようである。IMF はロスカボス枠組みの調整役となっているが、このプロセスに ILO を巻き込み、雇用の維持・創出、十分な社会的保護の提供、グリーン経済への投資といった目標の実現に取り組む決意をはっきり示すべきである。

雇用を創出する成長を支援

31. 各国の回復戦略において雇用不足の解消を最優先課題とするために、IMF と世銀は次のような措置を講じるべきである。

- 財政再建計画を修正して雇用状況の悪化を防ぐ。財政調整を先延ばしにするか、調整ペースを鈍化させる。必要ならば、持続可能な回復軌道に乗るまで IMF と世銀の資金援助を延長する。
- ほとんどの財政調整計画は歳出削減を主としてきたが、財政赤字の中期的削減に向けては、歳出削減を第一とするのではなく、歳入を生む施策をもっと重視すべきである。歳出削減を第一として赤字削減に取り組むと、社会プログラムの受益者（特に女性）と公務員に過度の負担を強いることになる。さらに、IMF の調査で明らかなおと、歳出削減の乗数効果は増税の乗数効果より大きく、歳出削減は経済に最も大きな悪影響をもたらしている。
- 中期的な赤字削減のために増税を増やす必要がある場合、国際金融機関（IFIs）は各国に対し、雇用水準への影響が最小で所得の不平等を縮小する措置をとるよう促すべきである。「一律課税」から累進所得課税への変更、炭素税、節税・脱税防止策、インフォーマル経済の活動を正規化する措置、金融取引税（FTT）も望ましい租税措置である。
- 国内の景気回復を妨げている主要な障害を軽減するために、必要ならば債務再編を支援する。不動産価値が崩壊した国では住宅ローンの減額、債務が持続不可能な水準にある国では公的債務返済の繰り延べも債務再編策に含まれる。
- 医療や教育など、質の高い公共サービスの保護、促進、資金供給に特別な注意を払う。

教育・訓練への支出が減れば、長期的な経済発展・社会開発が遅れ、子どもや若者が十分な教育を受けられない。また医療への支出が減れば、感染症の発生を抑え HIV／エイズの予防・治療への普遍的アクセスを実現する世界的取り組みが相当に妨げられかねない。

- **景気停滞の長期化を回避するために、各国に対し、特に「グリーン経済」と気候関連投資の重要性を認識し、主要な成長分野への公共投資を増やすよう促す。** 持続可能なグリーン経済をめざすうえで、労働者のための「公正な移行」に向けた世界的取り組みを支援する。

適切な金融規制を進めることが必要

32. 世界的な金融ガバナンスを担うべき機関は、「危機の根本原因に対処し、世界的な金融規制の体制を転換するための包括的な改革」にいまだに手をつけていない。この改革は、2009年9月のG20ピッツバーグ・サミットで首脳が緊急に必要と明言している。国レベルでは金融部門への規制を強化する取り組みが一部なされているが、民間金融機関から圧力を受けて棚上げにされかねない施策もある。民間金融機関は、規制緩和された環境で再び超過利潤を得る権利があり、投資判断を誤った場合は国に救済してもらえばよいと考えているようである。皮肉なことに、世界金融危機の影響がいまだに大きい地域で政府や国際機関の議論に出てくるのは、緊急に必要な金融部門改革より労働市場の規制緩和である。労働市場の規制緩和は危機の根本原因への対処策には全くなならない。

33. 2011年11月のG20カンヌ・サミットで金融安定理事会（FSB）とG20は、「世界のシステム上重要な金融機関」（G-SIFIs）、つまり、世界経済にシステムリスクをもたらしかねない「大きすぎて潰せない」銀行に対する監督・規制を改善する一連の措置について合意した。G20がG-SIFIsとみなすグローバル銀行28行がリストアップされている。G-SIFIsに関する措置については透明かつ参加型の実施メカニズムが必要だとグローバルユニオンは考える。そのための手段として、実施に関して苦情を申し立てた内部告発者や労働者に対する保護も含めるべきである。またG-SIFIsに関する合意の実効的な実施に金融部門の労働者代表を関与させるためには、**団体交渉制度が国内レベルでも国際レベルでも有益な手段とみなされるべきである。** IMFと世銀はFSB構成機関としてそうしたメカニズムを支援すべきである。

34. 金融部門の経営幹部やトレーダーの給与構造や報奨制度がリスク管理にいかにか大きく影響するかという認識が金融危機で高まった。一般従業員の給与構造や報奨制度にはこれまであまり注意が払われなかったが、これもリスク管理に大きく作用し、金融市場を不安定にさせかねない要因である。米国で起きた2007年のサブプライム住宅ローン危機は、不適切な報奨制度がシステムに及ぼす影響をはっきりと示した。販売目標のみに基づく報酬制度であったために、顧客は不必要な商品あるいは到底買えないような商品を買わされるリスクが高じた。

35. 金融機関内の報奨制度は賢明な助言と適切な顧客サービスを奨励するものでなければならない。本来の目的としてもそうだが、破滅的な危機再発のリスクを低減するためにもそう

でなければならない。変動給・ボーナス制度は妥当な水準を保ち、透明なルールと客観的な基準に基づき、数値目標だけでなく質的目標も定め、団体交渉の対象とすべきである。短期的な利益追求や過度のリスクをとるのではなく、賢明かつリスクを意識した行動を奨励すべきである。

36. グローバルユニオンは金融安定理事会（FSB）、国際金融機関（IFIs）とその加盟国に対し、危機が再発する前に、グローバルな金融システムの適切な規制に向けて協調行動をとるよう求める。それには次のような措置が含まれる。

- 大きすぎて潰せない金融機関を再編するためにルールや手続きを改め、国家財政への実質的・直接的脅威を減らす。
- ボーナスを含め、金融部門の無責任かつ行き過ぎた報酬制度を見直し、適度な報奨に基づいた報酬制度の設計・実施に労働者代表を参加させる。
- 影のノンバンク金融経済、ヘッジファンド、プライベートエクイティファンドに対する規制を強化する。
- あらゆる形態のデリバティブ取引を秩序ある取引に強制的に改め、株の手当てのない空売りの恒久的禁止を含め、短期取引戦略を制限する。
- 移転価格操作、租税裁定、タックスヘイブン、規制回避など、一般に利用されている節税・脱税策を廃止する。
- 格付け機関に対する規制を強化して、現在の寡占状態を打破し、利益の対立を抑制する。
- 略奪的貸付など悪辣な金融業務から消費者を保護し、従業員を監督プロセスに十分に関与させる。
- 協同組合銀行、相互保険、公的金融サービスなど、実体経済に資する金融サービスを支援する。

37. 金融取引税（FTT）の導入が一部の国で進められているが、導入されれば、短期の投機的取引（高頻度取引を含む）の抑制に大いに役立つ。IMF や国連機関、欧州連合の諸機関による専門的研究は FTT の実現可能性や歳入増の可能性を認め、国際的協調によって FTT の有効性が増すと結論づけている。雇用を重視した回復プログラムや公共サービスに資金を供給し、また開発や気候変動対策への資金供給目標を実現するために FTT への支持は世界的に高まっており、IMF と金融安定理事会（FSB）は、FTT ができるだけ多くの国で協調して導入されるよう支援すべきである。

2012年9月12日